太田市子ども・子育て会議条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和５年８月１日

太田市長　清　水　聖　義

太田市条例第３８号

太田市子ども・子育て会議条例等の一部を改正する条例

（太田市子ども・子育て会議条例の一部改正）

第１条　太田市子ども・子育て会議条例（平成２５年太田市条例第３２号）の一部を次のように改正する。

第１条中「第７７条第１項」を「第７２条第１項」に改める。

第２条中「第７７条第１項各号」を「第７２条第１項各号」に改める。

（太田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第２条　太田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年太田市条例第３１号）の一部を次のように改正する。

第２６条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

（太田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第３条　太田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成２６年太田市条例第３２号）の一部を次のように改正する。

第４条第２項ただし書中「第１９条第１項第３号」を「第１９条

第３号」に改め、同項第１号中「第１９条第１項各号」を「第１９条各号」に改め、同項第２号中「第１９条第１項第１号」を「第１９条第１号」に改め、同項第３号中「第１９条第１項第２号」を「第１９条第２号」に、「同項第３号」を「同条第３号」に改める。

第６条第２項中「第１９条第１項第１号」を「第１９条第１号」に改め、同条第３項中「第１９条第１項第２号」を「第１９条第２号」に、「同項第２号」を「同条第２号」に改める。

第７条第２項中「第１９条第１項第２号」を「第１９条第２号」に改める。

第８条中「第１９条第１項各号」を「第１９条各号」に改める。

第１３条第４項第３号ア（ア）中「第１９条第１項第１号」を「第１９条第１号」に改め、同号ア（イ）中「第１９条第１項第２号」を「第１９条第２号」に改め、同号イ（ア）中「第１９条第１項第１号」を「第１９条第１号」に改め、同号イ（イ）中「第１９条第１項第２号」を「第１９条第２号」に改める。

第１５条第１項第３号中「第２５条」を「第２５条第１項」に改め、同項第４号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第２０条第５号中「第１９条第１項第１号」を「第１９条第１号」に改める。

第３５条第１項中「第１９条第１項第１号」を「第１９条第１号」に改め、同条第２項中「第１９条第１項第１号」を「第１９条第１号」に、「同項第２号」を「同条第２号」に、「第１９条第１項第２号」を「第１９条第２号」に改め、同条第３項後段中「同項第２号」を「同条第２号」に改める。

第３６条第１項中「第１９条第１項第２号」を「第１９条第２号」に改め、同条第２項中「第１９条第１項第２号」を「第１９条第２号」に、「同項第１号」を「同条第１号」に、「第１９条第１項第１号」を「第１９条第１号」に改め、同条第３項後段中「第１９条第

１項第１号」を「第１９条第１号」に、「第１９条第１項第２号」を「第１９条第２号」に、「同項第１号」を「同条第１号」に改める。

第３７条第２項及び第３９条第２項中「第１９条第１項第３号」を「第１９条第３号」に改める。

第４４条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第５１条第１項中「第１９条第１項第１号」を「第１９条第１号」に改め、同条第２項中「第１９条第１項第１号」を「第１９条第１号」に、「第１９条第１項第２号」を「第１９条第２号」に改め、同条第３項後段中「法第１９条第１項第３号」を「第１９条第３号」に、「法第１９条第１項第１号」を「第１９条第１号」に、「同項第３号」を「同条第３号」に、「第１９条第１項第２号」を「第１９条第２号」に、「第１９条第１項第１号に」を「第１９条第１号に」に改める。

第５２条第１項中「第１９条第１項第２号」を「第１９条第２号」に改め、同条第２項中「第１９条第１項第２号」を「第１９条第２号」に、「同項第３号」を「同条第３号」に、「第１９条第１項第１号」を「第１９条第１号」に改め、同条第３項後段中「第１９条第１項第２号」を「第１９条第２号」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。